

東広島市
地域強靱化計画の策定について

東広島市 総務部 危機管理課

令和 2年 10月 1日

内容

I	はじめに	1
II	地域強靱化計画の概要	2
1	国土強靱化とは.....	2
2	地域計画（国土強靱化地域計画）策定の意義.....	2
	【地域の強靱化を推進する3つの主なメリット】.....	3
3	地域計画（国土強靱化地域計画）の性格.....	3
4	防災との相違.....	4
5	基本計画、県計画との関係.....	5
6	国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等.....	6
III	東広島市地域強靱化計画の策定方法	7
1	計画の策定手順.....	7
2	計画のとりまとめ.....	7

I はじめに

国では、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定（直近では、平成30年12月修正）し、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを推進しています。

また、地方公共団体に対しても国土強靱化地域計画の策定を促し、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応を求めています（広島県は平成28年3月に「広島県強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）を策定）。



さらに、国は、国土強靱化地域計画に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」「見える化」「地方負担軽減」をすることとしています。

こうした国の政策を鑑み、“起きてはならない最悪の事態”を念頭に置き、安全・安心な地域社会の構築を推進するために、東広島市における強靱な地域づくりを推進するための指針となる「東広島市地域強靱化計画」（以下「地域計画」という。）の策定するものです。

Ⅱ 地域強靱化計画の概要

1 国土強靱化とは

国土強靱化とは、**大規模災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならずに回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していく**ため、強靱な国づくり・地域づくりを計画的に推進するものです。

【基本法より】

(基本理念)

第2条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

2 地域計画（国土強靱化地域計画）策定の意義

国土強靱化地域計画の策定は、法律上、義務規定となっていませんが、地域の強靱化を総合的・計画的に実施することは、地方公共団体の責務として定められています。

【基本法より】

(地方公共団体の責務)

第4条 **地方公共団体**は、第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の**地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。**

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、市が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要なものです。

地域の強靱化を実効あるものとするためには、市や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠なことから、国土強靱化地域計画を策定し、地域の強靱化を図るものとします。

● 地域計画（国土強靱化地域計画）

- … 大規模自然災害等に備えるため、**事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組**としてとりまとめたもの。

【地域の強靱化を推進する3つの主なメリット】

資料：内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）基本編」令和元年6月

メリット1：被害の縮小

発災前における（＝平時の）施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域計画を策定し、当該計画に基づく取組を通して地域が強靱化されれば、大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくできると考えられます。

メリット2：施策（事業）のスムーズな進捗

地域計画を策定し、施策（事業）の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、強靱化に係る新規・既存の各種の施策（事業）が、より効果的かつスムーズに進捗することが期待できます。

また、関係府省庁においては、『国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について』を決定し、地域計画に基づく取組に対して関係府省庁所管の交付金・補助金による支援が行われています。

メリット3：地域の持続的な成長

地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものです。さらに、地域計画及びそれに基づく取組を広くに周知・広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながります。地域の強靱化と活性化が連動し、相乗効果を上げることが期待されます。

また、強靱化の取組により地域が災害に強くなることは、地域住民や地域に展開する民間事業者にとっても、地域に対する安心・安全感の高まりが期待できるため、強靱化によって地域を成長させるという発想が重要となります。

3 地域計画（国土強靱化地域計画）の性格

基本法において、基本計画は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとされています。

また、地域計画の策定については、基本法第13条に規定されており、国土強靱化に係る部分においては、他の計画の指針となることが定められています。

【基本法より】

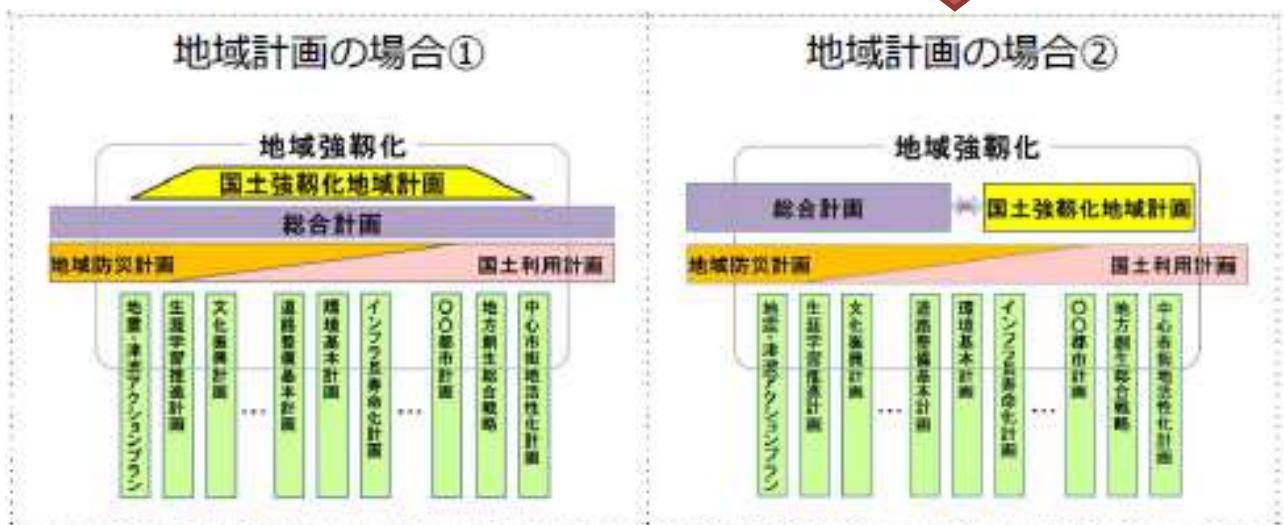
(国土強靱化地域計画)

第 13 条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

このため、地域計画は、国土強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と同様に、地域における国土強靱化に係る計画等の指針（いわゆる「アンブレラ計画」）としての性格を有するものとなります。

東 広 島 市

■ (参考)「アンブレラ計画」のイメージ



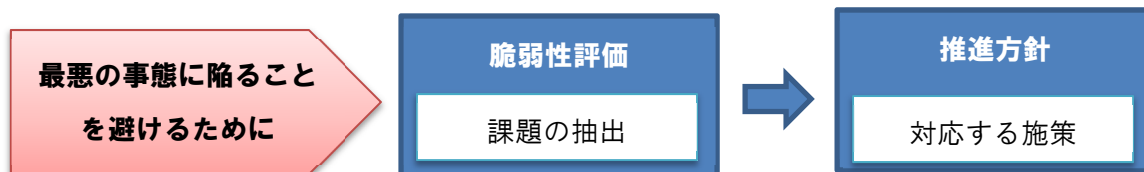
資料：内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）基本編」令和元年6月

4 防災との相違

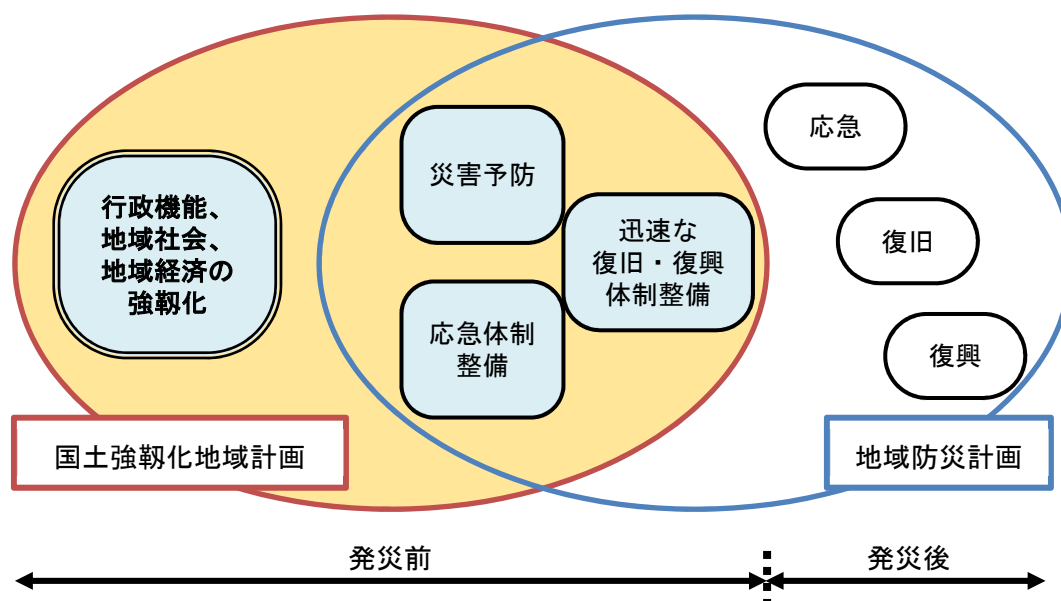
「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、

- 地域防災計画では、地震や風水害など個別のリスクを特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめて計画を策定しています。
- 地域計画は、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチで、「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげ、持続的に展開していこうとするものです。

国土強靱化の計画では、そうした強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめていきます。



■ 参考：「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ



5 基本計画、県計画との関係

基本法において、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないこととされており、計画の策定に当たっては、基本計画における事項のうち、「基本目標」や「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」等について、調和を保つ必要があります。

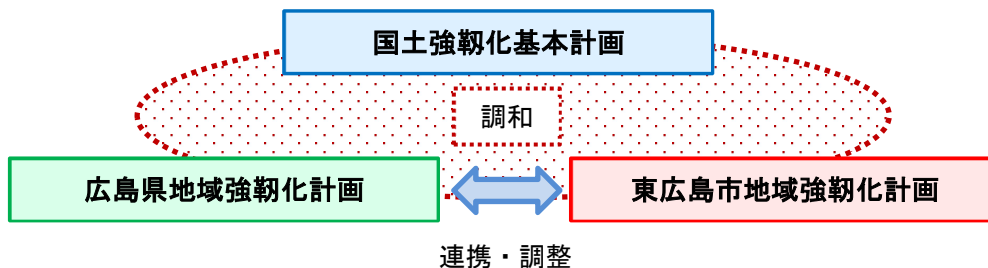
【基本法より】
 （国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）
 第 14 条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

また、地域計画間の調和規定は設けられていませんが、関係者相互の連携・協力については定められており、国土強靱化地域計画間の調和が図られれば、その取組もより効果的に推進できることが考えられます。

【基本法より】
 （関係者相互の連携及び協力）
 第 6 条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

そのため、広島県との連絡・調整をきめ細かく行うとともに、役割分担を踏まえて十分な連携を図り、県計画を参考にして、調和を図ることが重要となります。

■ 基本計画、県計画との関係



6 国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等

令和元年8月2日の国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議では、令和3年度に地方公共団体が実施する国土強靱化関係補助金・交付金事業については、国土強靱化地域計画の策定（国土強靱化地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であること）を「要件化」し、未策定市区町村には「配分なし」とすることを検討する、ということが決定されました。つまり、令和3年度の国土強靱化関係補助金・交付金事業の活用・実施を考えている場合、地域計画に基幹事業名及び当該事業を推進する旨を記載する必要があります。

Ⅲ 東広島市地域強靱化計画の策定方法

1 計画の策定手順

地域計画のおおよその策定手順は以下のとおりです。

■ 計画策定の流れ

項目	内容
(1) 地域を強靱化する上での目標の明確化	■ 基本目標、事前に備えるべき目標、設定する計画の期間を検討
(2) リスクシナリオの設定	■ 集中豪雨、地震等による大規模自然災害等を想定 ■ 想定した自然災害が仮に起これば深刻な影響が生じると考えられる「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定します。
(3) 第 1 回東広島市地域強靱化計画審議会	■ (1) (2) を審議
(4) 脆弱性の分析・評価・課題の検討	■ リスクシナリオごとに関連する現行の施策を抽出し、進捗度や達成度等の数値データを集め、脆弱性評価を実施
(5) リスクへの対応方策の検討	■ リスクシナリオを回避するための施策項目やプログラムを策定 ■ 重要業績指標（K P I）を設定
(6) 対応方策の重点化、優先順位付け	■ リスクの影響の大きさ・重要性・緊急度等を考慮した施策の重点化等の検討
(7) 計画素案の作成	■ 事務局で素案を作成
(8) 第 2 回東広島市地域強靱化計画審議会	■ (4) (5) (6) を踏まえて作成した計画素案を審議
(9) パブリックコメント	■ パブリックコメントを受けて計画案を修正し、最終案の作成
(10) 第 3 回東広島市地域強靱化計画審議会	■ 最終案を審議

2 計画のとりまとめ

「1 計画の策定手順」での検討に基づき、素案をとりまとめるとともに、必要な修正を行います。

■ 計画の構成イメージ

【総論】

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 基本目標と事前に備えるべき目標



【脆弱性評価】

- 1 本市の地域特性
- 2 想定するリスク
- 3 起きてはならない最悪の事態
⇒リスクシナリオの設定
- 4 施策分野
⇒個別施策分野、横断的分野の設定
- 5 脆弱性の評価



（別記）起きてはならない最悪の事態 ごとの脆弱性評価結果

⇒「起きてはならない最悪の事態」
を回避する観点から、現状の施策
の脆弱性を分析・評価



【強靱化の推進方針】

- 1 リスクシナリオごとの施策の方針
⇒脆弱性の評価結果に基づき「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、
今後必要となる施策を検討し、プログラム※としてとりまとめ
⇒進捗管理のための重要業績指標（KPI）の設定
- 2 施策の重点化
⇒重点化項目の設定（設定単位は検討中）



【計画の推進】

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理
- 3 計画の見直し

※プログラム

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策のまとめ